

(4) 環境衛生管理業務仕様書

環境衛生管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、センタービル、ドリーム・コア及びワークショップ 24 の環境衛生管理業務（以下「業務」という。）の基準を示すものであり、その基準は下記のとおりである。

指定管理者は、仕様書に基づき、センタービル、ドリーム・コア及びワークショップ 24 の施設設備及び運営に悪影響を与えることのないよう、誠意をもって業務を実施し、衛生的環境の確保を図ること。

なお、仕様書に記載のない軽微な事項については、上記の目的を達するよう自らの判断で実施すること。

1 管理する物件

- (1) センタービル
- (2) ドリーム・コア
- (3) ワークショップ 24

2 業務の内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。）、法施行令（昭和 45 年政令第 304 号。以下「令」という。）及び法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号。以下「規則」という。）の規定に基づき実施する次の業務とし、別途提示する「ソフトピアジャパンセンター環境衛生管理業務実施要領」に基づき実施する。

- (1) 空気環境測定業務
- (2) 飲料水水質検査業務
 - ア 残留塩素測定業務
 - イ 水質検査業務
- (3) 雑用水水質検査業務（センタービルのみ対象）
 - ア 残留塩素測定業務
 - イ 水質検査業務
- (4) ばい煙測定業務（センタービルのみ対象）
- (5) 害虫等駆除業務
- (6) 貯水槽清掃業務
- (7) 簡易専用水道検査依頼業務
- (8) その他法令に基づく必要な業務

3 従事者の資格

法第 12 条の 2 第 1 項の規定に掲げる事業について、岐阜県知事登録を受けて営業しているものであること。

4 業務を行う日時

原則として、12月29日から翌年1月3日までを除く日に実施すること。

実施する時間は原則として午前9時から午後6時までとするが、必要に応じて時間を変更することができる。

5 従事者の確保等

- (1) 従業員の中から、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者を、法第 6 条第 1 項の規定に基づくセンターの建築物環境衛生管理技術者に選任すること。
- (2) 業務遂行に必要な従事者を配置し、検査の疎漏、所定時間の遅延等のないよう注意すること。
- (3) 従事者に対して業務に関する研修及び検査器具の使用等必要な訓練を十分に行い、業務中における建物備品等の損傷、事故の防止に努めること。

6 業務の条件

- (1) 業務に要する機材、器具及び消耗品の経費一切は指定管理者の負担とする。
- (2) 測定又は検査（以下「測定等」という。）終了後、速やかに次の事項を記載した文書を作成し、証拠書類を添えて保管、管理する。また、当該文書及び証拠書類は 5 年間保存すること。
 - ① 測定等日時
 - ② 測定等方法
 - ③ 測定等箇所

- ④ 測定等条件
 - ⑤ 測定等結果
 - ⑥ 測定等を実施した者の氏名
 - ⑦ 測定等の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要
- (3) 従事者には、作業中、一定の制服及び名札を着用させることとする。

(4) - 2 環境衛生管理業務実施要領

環境衛生管理業務実施要領（以下「要領」という。）は、環境衛生管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）の「2 業務の内容」に掲げる業務の実施要領を示すものであり、その基準は下記のとおりである。

第1 総括的事項

業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）、同施行令（昭和45年政令第304号。以下「令」という。）及び法施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。）の規定に適合するよう実施すること。

第2 測定項目及び回数

業務区分		測定項目	実施回数
空気環境測定		浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流	2月以内ごとに1回 (年6回)
飲料水 水質 検査	残留塩素測定	残留塩素（味、臭気、色度、濁度その他の状況により供給する水に異常を認めたときは必要な項目を検査する）	7日以内ごとに1回 (年52回)
	定期検査 (簡易専用水道検査依頼)	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、鉛及びその化合物 [*] 、亜鉛及びその化合物 [*] 、鉄及びその化合物 [*] 、銅及びその化合物 [*] 、蒸発残留物 [*]	6月以内ごとに1回 (※については、基準に適合していた場合には次回に限り省略可)
		シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromocクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン（クロロホルム、ジブromocクロロメタン、ブromोजクロロメタン及びブromohホルムのそれぞれの濃度の総和）、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸	6月～9月の間に1回
雑用水水質検査 (センタービルのみ)		残留塩素、pH値、臭気、外観	7日以内ごとに1回 (年52回)
		大腸菌、濁度	年6回
ばい煙測定 (センタービルのみ)		ばいじん濃度、硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度	6月以内ごとに1回 (年2回)
害虫等駆除 (テナント内除く)		「県有施設における病虫害等防除に関する基本方針」に即した防除を実施	月1回調査(必要に応じて年2回の駆除)
貯水槽清掃			年1回

第3 空気環境測定の測定場所

空気環境測定は、概ね次表記載の測定場所を実施すること。

ただし、仕様書の「5 従事者の確保等」(1)の規定による建築物環境衛生管理技術者の判断に基づき、測定場所を追加・変更する場合はこれを妨げない。

〈センタービル〉

階	測定場所	箇所数
B1	中央監視室	1
1	十六銀行、大垣共立銀行、エントランスホール、ふれあい広場、福祉メディアステーション	5
2	指定管理者事務室、清掃員控室	2
3	ソピアホール可動壁前	1
4	吹抜部中央、ホールA	2
5	教員室A～H入口、リフレッシュコーナー	5
6	技術開発室602、リフレッシュコーナー	2
7	技術開発室701前廊下、技術開発室704	2
8	技術開発室803、806、リフレッシュコーナー	3
9	技術開発室910前廊下、リフレッシュコーナー	2
10	乗用EVホール、リフレッシュコーナー	2
11	乗用EVホール、リフレッシュコーナー	2
12	廊下西側(中央)、廊下東側(中央)	2
13	展望ロビー西側(中央)、展望ロビー東側(中央)	2
計		33

〈ドリーム・コア〉

階	測定場所	箇所数
1	エントランスホール、Fab-core、ネクスト・コア、インキュベートルーム105	4
2	旧岐阜イノベーションセンター、メッセ、インキュベートルーム209	3
3	マルチメディア実習室1、インキュベートルーム305	2
4	技術開発室421、インキュベートルーム405	2
5	技術開発室521、インキュベートルーム505	2
6	ラウンジ	1
計		14

〈ワークショップ24〉

階	測定場所	箇所数
1	1階外気（中央EV前）	1
2	防災センター、インフォメーションセンター、ロビー、コラボ・ソピア	4
3	ロビー、309号室、314号室	3
4	402号室、412号室、423号室、ロビー	4
5	プロジェクト室、ロビー	2
6	603号室、611号室、624号室、ロビー	4
7	談話室、工房4（交流サロン）	2
計		20

第4 飲料水水質検査及び雑用水水質検査の水質検査機関

飲料水水質検査及び雑用水水質検査の水質検査（共に残留塩素測定業務を除く）については、法第12条の2の規定に基づき「建築物における飲料水の水質検査を行う事業」の岐阜県知事の登録を受けている水質検査機関において実施しなければならない。